

## 水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目

### 第1 評価の対象とする事業の範囲

評価の対象とする事業の範囲は、「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下「要領」という。）第2（1）に該当する国庫補助事業であって次に掲げる事業とする。

- 1 簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
- 2 水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業

### 第2 評価の単位の取り方

評価単位は、原則として国庫補助事業の区分を基本とする。

ただし、評価の対象とする事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業がある場合については、これを含めて一括とした単位とするものとする。

### 第3 再評価時期

再評価時期については、原則要領の第2（3）に定められているとおり実施するものであるが、水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）の整備を含む事業については、上記の評価に加え、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しないものとする。

### 第4 評価の内容

事業者は、要領の第4の1を踏まえ、以下に示す項目に沿って検討、整理した上で、総合的に評価を行い、対応方針を取りまとめる。なお、項目については、必要に応じて追加、削除してもかまわない。

#### 1 事業の概要

評価時点までの情報を整理すること。工期、総事業費等については、必要に応じて見直すこと。

- [1] 事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費、概要図
- [2] 目的、必要性
- [3] 経緯

## 2 事業をめぐる社会経済情勢等

- [1] 当該事業に係る水需給の動向等
- [2] 水源の水質の変化等
- [3] 当該事業に係る要望等
- [4] 関連事業との整合
- [5] 技術開発の動向
- [6] その他関連事項

再評価においては、事業採択後の変化についても整理すること。

## 3 事業の進捗状況（再評価のみ）

- [1] 用地取得の見通し
- [2] 関連法手続等の見通し
- [3] 工事工程
- [4] 事業実施上の課題
- [5] その他関連事項

## 4 新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性

- [1] 新技術の活用の可能性

技術開発の動向を踏まえ、新技術の活用の可能性について検討し、整理すること。

- [2] コスト縮減の可能性

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善の方策について検討し、整理すること。

- [3] 代替案立案の可能性

代替案立案の可能性について検討し、整理すること。

## 5 費用対効果分析

事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較し、事業の妥当性を検討し、整理すること。その際、効果のうち貨幣価値に換算できるもの（便益）と費用を比較する費用対便益分析を行うこと。

- [1] 事業により生み出される効果

効果については、定性的なものを含めて網羅的に整理すること。なお、整理した効果については、できる限り定量的に示すこと。

## [2] 費用対便益分析

### ① 費用便益比の算定方法

### ② 便益の算定

[1]で整理した効果のうち、貨幣価値に換算できるものを便益として算定すること。

### ③ 費用の算定

### ④ 費用便益比の算定

事前評価時又は前回再評価時において実施した費用便益比の算定要因に大きな変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用便益比の算定に要する費用が著しく大きい等、費用便益比の算定を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、事業者は費用便益比の算定を実施しないことができるものとする。

## 6 対応方針

1から5の内容を踏まえ、総合的に評価を行い、以下に示す対応方針をとりまとめること。

事業の新規着手、継続（事業の内容を見直して継続することも含む）、中止、休止について、その決定理由を付して示すこと。

事業の内容を見直して継続することとした場合は、具体的な見直しの内容、見直しに至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）、及び見直し後の費用対効果分析について明確にすること。

事業を中止する場合は、中止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）について明確にすること。

事業を休止する場合は、休止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）及び再開の目途並びに再開するための基準を明確にすること。また、事業を再開するにあたっては、国庫補助事業を再び要求するまでの適切な時期に再評価を行うこと。

## 第5 評価に関する資料の保存

事業者は評価の内容に関する資料については、外部からの検証可能性が確保されるよう、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、又はその所在に関する情報などを含めて適切に整理する。

また、その保存については事業の完了年度の翌年度から10年間経過するまで保存する。